

## (建設工事) 入札時に提出する見積内訳明細書への材料費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、「入契法」)の改正により、令和 7 年 12 月から、公共工事の入札時に提出する**入札金額の内訳書に材料費、労務費などの必要経費を記載することが義務化されました**(入契法第 12 条)。

市が発注する建設工事の入札時に提出する「工種別一式額の見積内訳明細書」(以下、「見積内訳明細書」)についても、以下のとおり必要経費の記載をお願いいたします。

### 1. 記載が必要となる経費、記載方法

◎ 見積内訳明細書に記載が必要となる経費は次のとおりです。記載方法については、次のページの記載例を参考にしてください。

記載が必要となる経費	経費の考え方
材 料 費	材料費、労務費の考え方については、国土交通省不動産・建設経済局『労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン』(以下、「ガイドライン」)12 ページ「材料費及び労務費」を参照してください。
労 務 費	
法定福利費の事業主負担額	現場労働者に関する <b>労災保険料(※)</b> 、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額 <b>※新たに追加</b>
安 全 衛 生 経 費	ガイドライン 14 ページ「労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)」を参照してください。
建 退 共 制 度 の 掛 金	建設業退職金共済契約に係る掛金

◎ 各経費(法定福利費の事業主負担額を除く)について、適正な算出が困難な場合は、次のとおり記載してください。

- ・ 経費のすべてを計上できない場合  
金額欄に「算出不能」や「計上不可」など、計上できない旨を記載してください。
- ・ 経費の一部のみ計上できない場合  
金額欄に計上可能な金額を記載し、備考欄に「一部のみ計上」と記載してください。
- ・ 建退共制度の対象労働者がいない場合  
金額欄に「-」と記載してください。

### 2. 対象となる工事、その他

- ◎ **令和 8 年 4 月 1 日以降**に入札公告又は指名通知を行う全ての工事を対象とします。
- ◎ 入札時に、必要経費の記載がない見積内訳明細書を提出した場合でも、入札無効とはなりません。落札後に発注者の指示に従い必要経費を記載した書類を提出いただきます。

# 【記載例】

住 所：  
 商号又は名称：  
 氏 名：

工事名：

## 内訳書

### 工事総括表

	名 称	単位	金額	備考
A	直接工事費	1式		
	うち材料費		●●●●,●●●●	
	うち労務費		●●●●,●●●●	
B	共通仮設費	1式		現場労働者の労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額を内訳で記載する。 ※建築工事の場合は、工事原価のうち法定福利費の事業主負担額を記載する。
C	純工事費 A+B	1式		
D	現場管理費	1式		
	うち法定福利費の事業主負担額		●●●●,●●●●	
	うち建退共制度の掛金		●●●●,●●●●	
E	工事原価 C+D	1式		
	うち安全衛生経費		●●●●,●●●●	
F	一般管理費 (契約保証費を含む)	1式		工事原価のうち安全衛生経費を内訳で記載する。
G	産業廃棄物税	1式		
H	工事価格 E+F+G	1式		
I	消費税 H*10%	1式		
	工事費総計 H+I	1式		

## 【参考】

『労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン』  
(国土交通省不動産・建設経済局、令和7年12月)より抜粋(12ページ)

### 2-2 内訳書の様式 (例)

土木工事、建築工事、小規模工事における内訳書の様式 (例) は、次ページ以降のとおりである。なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費については、欄外での明示又は別様式による提出も可能である。今回新たに内訳書に記載することとなった項目については、以下の考え方に基づいて記載項目を設定した。

#### ●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

## 【参考】

『労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン』  
(国土交通省不動産・建設経済局、令和7年12月)より抜粋(13ページ)

### ●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

# 【参考】

『労務費ダンプを防止するための公共発注者向けガイドライン』  
(国土交通省不動産・建設経済局、令和7年12月)より抜粋(14ページ)

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入口のゲート
間接工事費	準備費	調査費用		・ 埋設物調査試掘ほか
	安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
		安全管理等に要する費用	安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
	営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・ 火薬庫など
	現場環境改善費			・ 照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）
安全訓練研修等に要する費用			・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編